

「天台山記」の流傳

薄井俊一

一、はじめに

唐の道士徐靈府の手になると思われる「天台山記」という典籍がある。中國本土では、南宋期あたりを境に散逸したようであるが、一本が日本に傳存しており、楊守敬が『古逸叢書』中に翻刻して刊行したものが知られている。翻刻の原本となつた寫本（以下「國會藏本」と略稱）は、現在は、日本の國立國會圖書館の所蔵に歸しているが、近年その寫眞版がインターネット上に公開されるに至り、その全貌を見ることができるようになつた。

唐代以前の山嶽地誌の類は、原文を殘すものが少なく、ほぼ全體像が伺える「天台山記」の存在は、地理學・地誌學や道教史の研究上でも貴重であるだけではなく、中國と日本における典籍の流傳を考える上でも重要である。

本稿は、唐代に書かれた「天台山記」が、その後どのように傳えられ、また中國本土で散逸し、更には日本に將來され残されていったのかについて、これまでに確認できた事柄を報告するものである。

一、「天台山記」の概略

(一) 「天台山記」の撰者と内容

流傳の検討に先立つて、先ず「天台山記」の概略を述べておく。

「天台山記」の冒頭には「天台山記 方瀛觀徐徵君纂」とあり、その末尾には「靈府……至寶曆初歲己未再閏、修真之暇、聊採經話、以述斯記」とある。ここから本書は、徐靈府という人物が、唐の寶曆元年（八一五）に撰述したものであることが分かる。この徐靈府とは、「歷世神仙體道通鑑」卷四十等に記事のある、道士徐靈府を指すだらう。

撰者の徐靈府は、號は默希子、司馬承禎の孫弟子に當たる田虛應の弟子である。生沒年は不詳だが、八〇四年に南嶽衡山で修業を始めたこと、八一五年に田虛應とともに天台山に移ったこと、武宗の會昌年間（八四一～八四六）に、頻りに招聘されたが遂に出仕せず、やがて絶粒して寂化したことが確認できる。ハ一七年には『文子』の注釋書である『通玄真經註』を著しており、その他『玄鑑』五卷、『三洞要略』等の著述があつたらしいが傳わらない。

次に「天台山記」の内容を簡単に記しておく。分量は全一卷。國會藏本は約五千言からなるが、序文らしき記述から書き起こし、撰述の

經緯を述べた記事で結ばれていることから、大幅な脱落などではなく、ほぼ全體を存していると判斷される。内容は、天台山全體のこと、又その中に點在する諸山・名所舊跡・道觀佛寺の記録があり、司馬承禎等先人の挿話なども收録されている。天台觀・桐柏觀・赤城山地域・華頂峯地域など、いくつかの重要な施設や地域を基點として定め、それらを線で結ぶことで天台山の全體像を浮かび上がらせるという記述の仕方を取っている。道士の手になるものであるが、排佛的な雰圍氣はなく、全般に客觀的な視點で書かれているといつてよい。王羲之の書道修業説話や、典籍の引用などもあり、古文獻資料としても價値があるだろう。

(一) 「天台山記」のテキスト

次に、現在入手、もしくは見ることのできる「天台山記」のテキストや譯注本を検討しておく。

①國立國會圖書館藏本^①：寫本。書寫時期未詳。國會圖書館の解題では「平安時代の寫本」とする。料紙は斐紙。粘葉裝。全二十二葉で、最初と最後は表裏とも白紙。第二葉から第二十葉までに本文が記され、第二十一葉表裏には『佛祖統記』諦觀法師傳が附載されている。國會圖書館の前身である帝國圖書館が、明治三十六年（一九〇三）に購入したものである。【圖1・2】

②『古逸叢書』所收本…木版刊本。①をそのまま模刻したもの。誤字や蟲食いの跡なども忠實に再現しようとしている。ごくわずかだが修訂のあとが見られる。光緒十年（一八八四）刊。【圖3】
③『唐文拾遺』卷五十所收本…木版刊本。②を解讀し、楷書體で翻刻したもの。一部文字や句を改めており、「讀める」本を目指している。

「天台山記」の流傳

光緒十四年（一八八八）刊。中華書局が出した復刻版（一九八一年）には、編集部の判斷で「斷句」が施されている。

④京都大學所藏本^④…寫本。②を近人が模寫したものの。書寫時期は未詳だが、大正元年からそれほど遡らない頃と推測される。

⑤『大正新脩大藏經』卷五十一所收本…活字刊本。②を解讀し、楷書體の活字で翻刻したもの。昭和二年（一九二七）刊。

⑥壬生台舜譯註本^⑥…⑤を底本に、全文の訓譯と簡単な補注を施したもの。昭和三十七年（一九六二）刊。

⑦『全唐文新編』所收本…活字刊本。③を活字で翻刻したもの。一〇〇〇年刊。

⑧薄井俊二譯註本^⑧…①を底本とした本文翻刻と譯註。一〇〇一年より順次刊行中。

以上八點を數えるが、②以下はいずれも①を起源とするものであり、國會藏本が根本資料であることは確認できよう。

三、「天台山記」の中國における流傳

(一) 目錄類から

本節では、「天台山記」の中國での流傳の様相を検討する。具體的には、書籍目錄の類と、「天台山記」以降の文獻への引用を調べる。先ず主な目錄類から検討する。現存する目錄類の中で「天台山記」らしき資料に觸れているものは次のAからEの五點である。

A 鄭樵（南宋）『通志』藝文略地理：「天台山記」一卷

B 尤袤（南宋）『遂初堂書目』地理類：「天台小錄」

C 陳振孫（南宋）『直齋書錄解題』卷八地理類：「天台山記」一卷

〔唐道士徐靈府撰。元和中人也。余假守臨海、就使本道。嘉熙丙申十月、解郡符趨會稽治所。道過之、銳欲往遊、會大雪不果、改轍由驛道。至今以爲恨。偶見此記、錄之、以寄臥遙之意〕」

D 焦竑（明）『國史經籍志』卷三名山洞府：「天台山記一卷〔唐

徐靈府」

E 錢謙益（清）『絳雲樓書目』卷一地誌類：「台山靈異錄〔唐天台道士徐靈府撰天台山記〕」

これらのうち、Dの『國史經籍志』について、長澤規矩也氏は「國史經籍志……本書著録の書多しと雖も、存佚に論なく、考證を加へず、舊日著録の書名を擧げたれば、頗る蕪雜なり」と評價する。⁽³⁾則ち、ここに掲載されていることは、必ずしもその書籍が當時現存したことを示すものではないわけである。またEの『絳雲樓書目』も「台山靈異錄」の撰者として徐靈府をあげ、その説明の中で「天台山記」に言及しているに過ぎず、やはりこの書の現存を示すものではない。

こうみてくると、目録類で「天台山記」の現存を傳えるのは、A B Cの、いずれも南宋期のものということになろう。中でもCの『直齋書錄解題』は、「偶見此記、錄之、以寄臥遙之意」と述べており、陳振孫が「天台山記」を實見したことを明示している。

以上、目録類の検討によれば、「天台山記」は南宋頃までの傳存は確認できるが、それ以降は存在が確認できないことになる。

（一）他書への引用

宋代以降の文獻の中には、徐靈府「天台山記」を引用したり同書の

内容に言及する記事が見られるものがある。そこで次にこれらの點から、「天台山記」の傳存状況を探ってみる。

これまでの調査に據れば、「天台山記」と思われる文の引用もしくは言及が見られるのは、次のaからhの八點の文献で、合計五十五條ある。

a 謝守灝『混元聖紀⁽⁴⁾』（南宋・紹熙二年（一一九一））…言及一條

b 陳耆卿『（嘉定）赤城志』（南宋・嘉定一六年（一一二三）序）…引用一條十言及一條

c 王象之『輿地紀勝』（南宋・寶慶三年（一一二七）序）…引用一條十言及一條

d 王中立『天台山志』（元・至正二十七年（一二六七））…引用四條十言及一條

e 薛應旂『桐柏山志⁽⁵⁾』（明・嘉靖ごろ）…引用一條

f 釋傳燈『天台山方外志』（明・萬曆四八年（一六〇一）序）…引用十條十言及一條

g 趙廷錫『天台縣志』（清・康熙二三年（一六八四）刊）…引用九條十言及一條

h 張聯元『天台山全志』（清・康熙五六年（一七一七）刊）…引用十條十言及一條

同じ内容のものも見られるので重複を整理すると、引用が十條、言及が三條にまとめられる。紙幅の都合で、引用の例二點と言及の例一
點を擧げる（丸数字は通し番號で、波線部分が書名、傍線部分が重複部分）。

【引用の例】

b 1 「天台山記」 卷三十

① 「天台山記」 一丁裏五十六行

：據此說、卽天台與桐柏二山相接而小異也。按長康啓蒙記云。（以下略）

b 2 「嘉定赤城志」 卷二十一

：徐靈府記云、天台山與桐柏接而小異。神龜山圖又采浮圖氏說、以爲閻浮震旦國極東處。或又號靈越。

f 1 「天台山方外志」 卷一

：徐靈府記云、天台與桐柏二山相接而小異。又名赤城瀑布（中略）東蒼要之天台爲諸山之總稱。

g 1 「天台縣志」 輿地篇

：徐靈府記云、天台與桐柏二山相接而小異。或又號靈越。

h 1 「天台山全志」 卷一

：徐靈府記云、天台與桐柏二山相接而小異。

h 2 「天台山全志」 卷二

：徐靈府記云、天台與桐柏二山相接而小異。神龜山圖又采浮圖氏說、以爲閻浮震旦國極東處。或又號靈越。

⑧ 「天台山記」 十二丁表七行（十二丁裏五行

：自觀（桐柏觀、稿者注）[△]北上一峯可五里、有方瀛山居。上有平地傾餘。前有池塘廣數畝。塘中有小洲島焉。有奇芝。[△]前眺望蒼岑、後聳雲蓋。即後峯名也。西接瓊臺、東近華林。[△]即靈府長慶元年、定室於此。是天台第二重。自方瀛上七里、有玉霄山居。平地傾餘。

b 1 「嘉定赤城志」 卷三十

：按唐徐靈府小錄、南桐柏北上一峯可五里許、長慶元年、靈府定室於此。寶曆元年賜號方瀛。

f 1 「天台山方外志」 卷四

：徐靈府小錄云、由桐柏北上一峰可五里許、長慶元年、靈府定室於此。寶曆元年賜號方瀛。

g 1 「天台縣志」 輿地篇

：徐靈府小錄云、由桐柏北上一峰可五里許、長慶元年、靈府定室於此。寶曆元年賜號方瀛。

h 1 「天台山全志」 卷五

：徐靈府小錄云、由桐柏北上一峰可五里許、長慶元年、靈府定室於此。寶曆元年賜號方瀛。

b 2 「嘉定赤城志」 卷二十一

：按徐靈府小錄云、由桐柏北上一峯可五里許、上有平疇餘十畝、間以陂池。前眺蒼峯、後卽雲蓋峯也。長慶中、靈府居此。寶曆元年賜今名。

e 「桐柏山志」 方瀛山條

：按徐靈府小錄云、由桐柏北上一峯、上有平疇、間以陂池。前眺蒼峰、後卽雲峯也。長慶中、靈府居此。寶曆元年賜今名。

f 2 「天台山方外志」 卷一

：方瀛山在縣西北二十八里十二都。由桐柏北上一峯可五里許、上有平田十餘畝、間以陂池。前眺蒼峯、後卽雲蓋峯。唐長慶中、徐靈府居此。因賜今名。

g 2 「天台縣志」 輿地篇

：方瀛山在縣西北二十八里十二都。由桐柏北上一峯可五里許、上有平

田十餘畝、閒以陂池。前眺蒼峯、後卽雲蓋峯。唐長慶中、徐靈府居此。

h2 『天台山全志』卷一

：方瀛山在縣西北二十八里十二都。由桐柏北上一峯可五里許、上有平田十餘畝、閒以陂池。前眺蒼峯、後卽雲蓋峯。唐長慶中、徐靈府居此。因賜今名。

⑩ 「天台山記」 十六丁裏四行フ十七丁表一行

：自歇亭西行絃澗二十五里、至石橋。頭有小亭子。石橋色皆清、長七丈、南頭闊七尺、北頭闊一尺。龍形龜背、架萬仞之巔上。有兩澗合流從橋下過、泄為瀑布。西流出剡縣界。從下仰視、若晴虹之飲澗。橋勢峻峭、水聲崩落。時有過者、目眩心悸。

c 『輿地紀勝』 卷十二

：按天台山記、橋頭上有小亭。橋長七丈、北闊一尺、南闊七尺。龍形龜背、架在巒上。有兩澗合流于橋下。橋勢峻峻、過者、目眩心悸。其橋有突起。高丈餘。多莓苔、甚滑。度彼不得。

【言及の例】

⑪ 「天台山記」 九丁裏一フ二行

：按法輪經、即太極三真人下降、授葛仙公。

a 『混元聖紀』 卷一

：靈帝光和二年己未、老君降于天台山、授仙人葛玄上清靈寶大洞等經及三淨七品齋法勸戒法輪轉神入定等經。〔見天台山記及太極仙翁傳〕

①は天台山と桐柏山との關係を述べた一文だが、これが**b**の『〔嘉定〕赤城志』に引かれた「徐靈府記」の文と一致することは明らかである。そして **f**『天台山方外志』 **g**『天台縣志』 **h**『天台山全志』等へ同名で引用されているものも、①と同文である。

また⑧も、『〔嘉定〕赤城志』等に引く「徐靈府小錄」なる引用文と一致する。**b1**の引用は、⑧の傍線「一」と「三」とをまとめたものであり、**b2**は、同じく⑧の傍線「一」「二」「三」をまとめたものと判斷できる。そして **e f g h**での引用も、それぞれ⑧をまとめた**1**・**b2**と同じものである。

また、**c**『輿地紀勝』に「天台山記」として引用されている文は、⑩の「天台山記」の文章を節錄したものであろう。

次に、類似する内容に言及した例として⑪をあげる。

aは老子の傳記を記した資料で、後漢末に天台山で老子が葛玄に經典などを授けたことを記す。現存する「天台山記」には類似の文がみえるが(⑪)、**a**の撰者は「天台山記」と「太極仙翁傳」なる資料を據り所として挙げている。ここから撰者が「天台山記」を實見していたことが確認できる。

以上の検討から、**b**・**h**の文献に「天台山記」が引用されていること、また**a**が「天台山記」を實見して書かれたことが確認できる。**a**・**h**の内、最も古いものは「混元聖紀」「〔嘉定〕赤城志」「輿地紀勝」といった南宋期の文献であることから、「天台山記」の現物は、それらが成立した南宋期ころは、傳存していたと判斷される。

また、**d**・**h**の引用の様子を見ると、それらは全て**b**『〔嘉定〕赤城志』での引用と一致しており、**b**に引かれていない部分からの引用は存在しない。ここから、**d**以下における引用文は、「天台山記」の

現物を見て、そこから直接引用したのではなく、『[嘉定] 赤城志』に引かれている文を、孫引きしたに過ぎないのではないかと推測される。この推測が正しいならば、「天台山記」は、元明代には既に散逸していたものと考えられる。⁽²⁾

以上、目録類と他書への引用から、中國本土における「天台山記」の流傳の状況を検討した。結論を繰り返せば、どちらの検討結果からも、「天台山記」は南宋頃までの傳存は確認できた。そして、元代以降は散逸した可能性が高いと考えられる。

更に、右記の検討からは、「天台山記」の名稱に關する問題が見えてくる。則ち、「天台山記」は、中國においては、「天台小錄」や「徐靈府記」「徐靈府小錄」等の、異稱が存したらしいことである。この點は、後節で改めて取り上げる。

四、「天台山記」の日本への將來と流傳

(一) 日本への將來者——智證大師圓珍か?

(ア)『參天台五臺山記』での言及と引用

前節では、「天台山記」の中國での流傳の様相を見た。本節では、日本における流傳について検討する。

先ず、「天台山記」將來の經緯について。日本側の記録で、「天台山記」に言及していることが確實なものは、成尋撰の『參天台五臺山記』である。⁽³⁾成尋は、宋熙寧五年（日本の延久四年、一〇七二）に入宋し、彼の地で寂化した天台僧だが、在宋一年目までの日記『參天台五臺山記』が殘されている。その中に、「天台山記」に關する記事が見られる。

【a】『參天台五臺山記』卷一 延久四年五月十四日條
……天台記曰、真人周靈王太子喬字子晉、好吹笙、作鳳鳴於伊雒間。道人浮丘公、接以上嵩山三十餘年、後求之不得。偶乘白鶴謝時人而去。以仙官授任爲桐柏真人右弼王領五嶽司侍帝、來治花山。
○「天台山記」三丁表二行～六行

……真人周靈王太子喬字子晉、好吹笙作鳳鳴於伊雒間。道人浮丘公、接以上嵩山三十餘年、後求之不得。偶乘白鶴謝時人而去。以仙官授任爲桐柏真人右弼王領五嶽司侍帝、來治茲山也。

【b】『參天台五臺山記』卷一 延久四年五月十八日條
……橋色皆青向、長七丈許、東頭闊二尺、西頭闊七尺。龍形龜背、似巨虹梁。兩澗合流、從橋下過、世爲瀑布。西流出刻縣界。從下仰觀、若晴虹之飲澗。橋勢峻峭、水聲崩落。

○「天台山記」十六丁裏五行～十七丁表一行

……石橋色皆清、長七丈、南頭闊七尺、北頭闊二尺、龍形龜背、架萬仞之巔上。有兩澗合流從橋下過、泄爲瀑布。西流出刻縣界。從下仰觀、若晴虹之飲澗。橋勢峻峭、水聲崩落。

【c】『參天台五臺山記』卷一 延久四年五月廿一日條
……良玉借天台山記、植教主借律行相。

【d】『參天台五臺山記』卷三 延久四年閏八月七日條
……天台山記云、自天台山西北有一峯。孤秀迥拔、與天台相對。曰天姥峯、峯下臨剡縣路。仰望宛如在天表。

○「天台山記」十八丁裏三～五行

自天台山西北有一峯、孤秀迥拔、與天台相對、曰天姥峯、下臨劍縣路、仰望宛在天表。

【a】と【d】は、「天台記」あるいは「天台山記」としての引用であるが、その内容は現存する「天台山記」と一致している。【b】は特に書名の明記はないが、これも「天台山記」の本文とほぼ一致している。また【c】では、中國の僧侶に「天台山記」を貸與したとある。これらの記事から見て、成尋が入宋時に「天台山記」を携行していくことはほぼ間違いないと思われる。そうであれば、「天台山記」の日本への將來は、成尋の入宋以前ということになる。寶曆元年（八一五）の成書以後、成尋入宋の熙寧五年（一〇七二）までの、およそ二百五十年間の間のいずれかの時に、「天台山記」は日本へもたらされたことになる。

(イ) 圓珍將來の「天台山小錄」
成尋以前の將來典籍について、佛者の手による將來目錄が複數現存している⁽¹⁾。これまで調査した中では、明確に「天台山記」と記されたものは見つかっていないが、智證大師圓珍による三種の將來目錄に「天台山小錄」の名が掲載されていることが注目に値する。この「天台山小錄」こそ、本稿で取り上げている「天台山記」に他ならないのではないか、というのが私見である。⁽²⁾

圓珍は、唐宣宗の大中七年（八五三）から大中十二年（八五八）の間、唐に滯在した。彼の手による將來目錄の内、現存するのは、①「開元寺求法目錄」、②「福州溫州台州求法目錄」、③「青龍寺求法目錄」、④「國清寺求法目錄」、⑤「入唐求法總目錄」の五點である。こ

のうち、②④⑤に「天台山小錄一卷」という記事が見える。

④と⑤は、唐から歸國する際に、それまでに蒐集し、持ち歸ろうとしている書物を整理したものである。つまり、ここに收載されていることは、その書物が圓珍によって日本に持ちこまれたものであることを示す。これより「天台山小錄」なる書物が、圓珍によって將來されたことが確認できる。

②は、渡唐した年に、江南の地で蒐集した書物を隨時書き留めていたものであるが、「已上於天台山國清寺寫取」の範圍に、「天台山小錄」と記されている。圓珍が天台山國清寺に滞在していたのは、大中七年十一月十三日から、同八年九月までの間であるので、「天台山小錄」なる書物は、この間に、圓珍自身の手によって筆寫されたものということになる。

またこの②には、圓珍自筆と傳えられる寫本が傳存している⁽³⁾。4。その寫眞版を見ると、先ず「天台小錄」と墨書され、後に「台」と「小」との間に「山」が小文字で朱書されていることが分かる。つまり圓珍は、この典籍を、初めは「天台小錄」と認識しており、後に「天台山小錄」と改めたわけである。

そして、圓珍が「天台小錄」もしくは「天台山小錄」と呼んでいる典籍こそ、徐靈府の「天台山記」と見てよいのではないだろうか。先に見たように、「天台山記」は中國では「天台小錄」や「徐靈府小錄」などとも呼ばれていた。このことも右の推論を裏付けよう。

(イ) 日本での流傳

(ア) 延曆寺・園城寺の經藏

次に、圓珍が將來して以降、「天台山記」がどのような流傳をたど

り、國會圖書館の所蔵に歸していったのかを検討してみる。

比叡山の僧侶が將來した典籍は、その一部は朝廷や藤原氏などの有力者に寄贈されたようであるが、基本的には延暦寺に藏されたと見てよいであろう。恐らく寫本が取られ、何カ所かに分かれて所蔵されたものもあったと思われる。

山門派と寺門派が分裂する以前の比叡山には、三つの重要な經藏があつたとされる。⁽²⁾ 最澄蒐集の一切經や將來佛典を収めた「御經藏（根本經藏・叡山藏）」、「圓仁將來の密教典籍を収めた「眞言藏（前唐院藏）」、そして圓珍が建てた「山王藏（後唐院藏）」である。また圓珍が別當を務めた圓城寺にも經藏があり、前節で見た圓珍自筆の將來目録などもここに收められてきた。

これらの經藏の藏書目録は何點か残っているが、いずれも不完全なもので、經藏の全貌を伺わせるものではない。山王藏の藏書目録としては、延長三年（九二五）の書寫と考えられる「山王院藏」が傳存する。しかし、これは全四冊中の二冊が殘るのみであり、その二冊中には「天台山記」の記事はない。また圓城寺經藏の藏書目録としては、貞和二年（一三四六）の『御書等目録注進狀』や「山王院大師聖經目録等」がある。これらは藏書の一部を傳える貴重な資料ではあるが、その全體像を示すものではなく、また「天台山記」の記事も見られない。

このように、傳存する目録類に記事がないため、明確なことはいえないのだが、「天台山記」は、他の將來典籍と同様に、この山王藏と圓城寺經藏のいずれか、あるいはその兩方に收藏されていたものと推測される。そして他の經典・外典と同じく、書寫されたり借り出されなどして、延暦寺の僧侶を中心とする人々の目に觸れる機會も少な

からずあつたものと考えられる。

（イ）五大院安然の關わり

次に、五大院安然と國會藏本との關わりを見てみる。

國會藏本の表紙に、「安然書」という記載があり、この寫本に安然なる人物が關わったことが推測される。安然という名の人物は、恐らく數多⁽³⁾いたであろうが、最も有名なのは、平安中期の延暦寺の學僧、五大院安然（生沒年不詳）であろう。⁽⁴⁾ 彼は初めは圓仁に、のちに僧正遍昭に師事したが、天台教學、特に天台密教（台密）の集大成者として知られる學僧である。

この安然と「天台山記」との關わりを明記する記事は、國會藏本の表紙の書き込み以外にはない。しかし、彼の事跡を検討すると、關興の可能性を伺わせる記録が若干見られる。その一つは、安然に入唐の計畫があつたことである。『三代實錄』卷三十に、陽成天皇の貞觀十九年（八七七）閏一月に、安然等四名の僧侶が唐へ渡るために太宰府へ出發したという記事がある。安然の入唐が實現したかどうかについては疑問視する意見が強いが、少なくとも彼に渡唐の計畫があり、それが實現の一歩手前までいったことは間違いないようである。そうであれば、安然は、入唐の準備を進める段階で、これから訪問する中國や天台山に關する資料を涉獵したものと思われる。その過程で、安然が「天台山記」に觸れた可能性はある。

また安然に、「諸阿闍梨眞言密教部類忽錄」という著述があつたことも注目される。⁽⁵⁾ これは「八家祕錄」とも呼ばれているもので、最澄・空海・圓仁・圓行・惠運・常曉・圓珍・宗叡という、入唐八僧が將來した經典を整理分類したものである。この目録作成に當たって、安然

は、入唐僧が作成した將來目錄や將來典籍の現物・寫本などを數多く精査したであろう。「諸阿闍梨真言密教部類忽錄」は經典の目錄であることもあって、外典である「天台山記」の名は見えない。しかし、目錄作成の過程で、將來典籍の中には「天台山記」を安然が目にし、注目した可能性は少なくないと考えられる。

以上見てきたように、五大院安然が「天台山記」を筆寫、もしくは所有したという確かな證據はない。しかし、いくらかの状況から見て、彼が「天台山記」という書物に接した可能性はかなり高いものと判断できる。そして彼が關與した寫本が、現存する國會藏本なのではないかと思われる。⁽²⁾

(ウ) 成尋の關わり

次に成尋と「天台山記」との關わりを確認しておく。

入宋僧成尋の『參天台五臺山記』に「天台山記」の引用や言及があることは既に述べた。成尋は中國へ渡るに當たり、延暦寺の經藏に收藏されていた「天台山記」を筆寫し、その寫本を携行していったのだろう。

また中國僧良玉へ貸與していることから、少なくとも天台山の僧侶の手元には「天台山記」の現物はなかったことが伺える。

(エ) 三千院圓融房の關わり

次に三千院圓融房と、國會藏本との關わりを検討する。

國會藏本の表紙には、「円融藏本」という記載がある。この「円融」とは、京都の三千院圓融房を指すものと考えられ、本寫本が一時期圓融房の所藏であったと推測される。

ここで三千院圓融房の變遷を、簡単に振り返っておく。⁽³⁾ 三千院圓融房は、最澄が比叡山延暦寺東塔の梨の木の下に建立した（七八八）のに始まる。のち近江の坂本に里坊が作られるが（八六〇）、やがて門跡寺院の扱いとなる。平安末期には大原の地に圓融房の政所が置かれた（一一五六）。中世には、京都紫野の船岡山に圓融房の本坊が置かれ（一三三一）、江戸時代の初めには、京都河原町に梶井宮御殿が造営される（一六九八）。明治に入つて河原町の梶井宮御殿にあった佛具類は大原の政所に移送されることになる（一八六八）。後に大原政所を梶井門跡の本殿として三千院を號するようになり（一八七一）、現在に至っている。

圓融房に關わる施設は、延暦寺から、坂本、京都の市中、大原と移っている。そのどこかの段階で、國會藏本「天台山記」は圓融房の藏するところとなり、表紙の書き込みがなされたものと推測される。

（オ）『山家祖德撰述篇目集』・増補『天台霞標』等の記事をめぐつて

次に江戸時代の一三三の目錄の記事を検討しておこう。

刊行されている佛教關係の書籍目錄の中で、「天台山記」らしき名を擧げるものが三點見られる。

先ず江戸末の成立と考えられている釋龍堂輯の『山家祖德撰述篇目集』に、「智證撰・天台山記 一卷」とある。次に、釋慈本が増補した『天台霞標』二編卷之二（一八二九年）に、智證大師圓珍撰目拾遺として「天台山記 一卷」という記事がある。また、江戸時代中期の成立かと推測されている『本朝台祖撰述密部書目』には、「顯部書目」の「智證大師 或曰」の項に「天山山記 一卷 [決疑]」とある。この

「天山」が「天台」の誤記であれば、これも「天台山記」を指していことがある。

しかし、圓珍が「天台山記」なる著述をなしたという記録は、これら江戸時代の目録類に至って初めて登場するものであり、極めて疑わしい。龍堂らは、圓珍が將來したことを、圓珍の撰述であると誤解してしまい、それがそのまま流布していったものではないかと考えられる。よって、これらの記事は、「天台山記」の流傳を考える資料となり得ないものと判断される。

(カ) 町田石谷の關わり

次に、町田石谷と國會藏本との關わりを検討する。

國會藏本は大判の紙に包まれて收納されているが、その紙の表に「石谷珍藏」という記載がある。⁽³⁾ ここから、本寫本が、一時期、町田石谷の所藏であったことが推測される。

ここで町田石谷について、簡単に觸れておく。町田石谷（一八三八～一八九七）は本名を久成といい、石谷は號である。薩摩の出身で、幕末にはイギリスに渡るなど藩の近代化推進を期待された俊秀であった。明治維新後は政府の役人となり、外交・文部行政の官を歴任した。特に日本の古美術・古書畫諸器などの散逸を憂い、自身蒐集するとともに、博物館創設を推進したことで知られ、現在の東京國立博物館の創建に寄與するところ大であった。元老院議官も務めていたが、明治二十二年に突然辭任して出家し、園城寺の僧侶となっている。

町田には、日本の傳統文化保存に力を注いだ、アーネスト・フェノロサとの交友も伺えるが、『古逸叢書』を刊行した楊守敬との交わりも深かつたようである。こうした経験からも、彼が「天台山記」と關

わりを持っていたことが裏付けられる。廢佛毀釋や日本の傳統文化輕視の風潮の中で、古典籍を蒐集していた町田が、寺院から流出した本寫本を入手して所藏したことは、大いに考えられよう。

(二) 『古逸叢書』刻入と帝國圖書館藏へ

最後に、『古逸叢書』への刻入⁽³⁾と、國會圖書館の所藏となつた經緯を検討する。

『古逸叢書』の刊行は、明治十七年であり、楊守敬が入手したのはそれ以前ということになる。『古逸叢書』の序文等には、「天台山記」入手の經緯や刊行に關する詳しい記事は見られず、彼の日本での訪書記録にも記載がない。しかし、同じく『古逸叢書』に刻入された「覆宋本重修廣韻」に關しては、「日本町田久成所藏。亦假用西法影照付刻」とある。ここでは、町田石谷の所藏本であること、西歐流の寫眞撮影による模刻であることを明記している。おそらく「天台山記」も、この「廣韻」と同じ經緯をたどって刻入されたのではなかろうか。

なお、町田石谷の所藏と楊守敬の入手との先後關係については、明確なことは分からぬ。ただし、傳存する記事から二つの可能性が考えられる。その一つは「先に町田が所有しており、それを楊守敬が借りて翻刻し、のちに返却した」というものである。『古逸叢書』刻入典籍の内、例えば「彌玉集」などは、古くより名古屋の眞福寺大須文庫の所藏であった。楊守敬はこれを借り出して複寫し、後に返却したようである。これと同じであれば、「天台山記」も楊守敬は一時的に借り出したのかもしれない。もう一つは「楊守敬が自分で所藏していものを翻刻し、のち町田に賣却もしくは譲渡した」というものである。楊守敬の日本での訪書記録はかなり精密なものであることから、

彼自身の所有となつたものについて記録がないことは考えにくいか、可能性としてはこのケースもあり得よう。

國會圖書館への收藏については、國會藏本に捺されている收藏印の記録しか資料がない。それには「明治・三六・七・一八・購求」とあることから、國會圖書館の前身であった帝國圖書館が、明治三十六年に購入したことが分かる。その後貴重書として扱われ、昭和三十年に至って重要文化財の指定を受けている。⁽⁵⁾そして平成十年に國會圖書館が行つた、開館五十周年記念の貴重書展において一般公開された。その後、寫眞版がインターネット上に公開されて今に至るわけである。

四、おわりに

以上、「天台山記」の日本における流傳の様相を、國會藏本を中心とし、検討してきた。

簡単に繰り返せば、「天台山記」は、平安時代中頃圓珍によって將來され、幾らかの寫本が取られながら延暦寺等の經藏に收藏されていった。成尋が書き寫して入宋時に携行したりもしたが、五大院安然が開わった寫本が傳存し、三千院圓融房の所蔵を経て町田石谷の手に渡つた。その寫本を、楊守敬が『古逸叢書』において模刻した。のち、寫本の現物は帝國圖書館の所蔵に歸し、現在に至つている。以上である。殘念ながら推測に留まる所が多いわけだが、現存資料による限りではおおよそこのあたりであろう。今後さらに日本での流傳を追跡するには、「天台山記」のみに注目するのではなく、その周邊資料も含めた廣い視野から眺める必要がある。その方法を二三挙げておく。

その一つ目は日記や古典籍目録等、日本の文献資料のさらなる探索である。佛者や貴族などの日記類などには、あるいは「天台山記」の

存在を示す記事が埋もれているかもしれない。また刊行されているものの以外の典籍目録類の調査も進める必要がある。例えば、平安時代末の成書と考えられている、名古屋の七寺舊藏の『一切經論律章疏集竝私記』卷上には、「天台大小錄一卷」なる記載が見受けられる。⁽⁶⁾この「天台大小錄」が「天台山小錄」の誤記であるならば、まさに「天台山記」の存在を示す資料となるだろう。

二つ目は、「天台山記」のみを追うのではなく、それと類似する資料の流傳を追跡することである。例えば、「天台山記」と同じく、唐代に書かれ、日本へ將來されたと思われるものに、釋慧祥による『清涼山傳』(古清涼傳) (六七九年より以後の成書) がある。この書は清涼山、つまり五臺山を對象とした山嶽地誌なのだが、「天台山記」と同じく成尋が入宋の際に携行して行つたものである。日本の書籍目録にしばしば登場し、後には刊本も作られている。こうした類似した資料の流傳を追うことにより、「天台山記」のそれについても推測できることが増えるものと考えられる。

三番目は、町田石谷舊藏典籍や『古逸叢書』刻入の他の典籍の追跡である。「天台山記」が一時期町田石谷の所蔵を経ていたことは間違いない。彼の舊藏書は内閣文庫その他に藏されているようであるが、それらの流傳の様相を調べることによって、町田が「天台山記」を入手し、又手放すに至つた經緯も推測することができるかも知れない。また『古逸叢書』の原本となつた典籍類については、黎庶昌所蔵のもの一部は、臺灣の故宮博物院の所有となつてゐるといわれる。⁽⁷⁾しかし、先に觸れた「瑞玉集」は名古屋の眞福寺の所蔵であり、その他に「宋本姓解」は國會圖書館に、「碣石調幽蘭第五」は東京國立博物館に藏されている。こうした中國と日本とに散在する刻入典籍類を調査す

ることによって、楊守敬等が「天台山記」に觸れた經緯についても、より精度の高い推論をすることができるだろう。これらについては今後の課題としたい。

注

(1) 寫本の寫眞版は、一〇〇〇年より、國立國會圖書館ウェブページの「デジタル貴重書展」に掲載されている。そのURLは次の通り。

○<http://www.ndl.go.jp/exhibit/50/index.html>

なお、國會藏本は、重要文化財の指定を受けており、實見する機會が得難かった。稿者は、嘗て寫眞版を元に、國會藏本の書誌學的な検討を試みたことがある（「國立國會圖書館藏『天台山記』について」（汲古第四十一號、二〇〇一年六月））が、その後、一〇〇一年十一月二十五日に、國會圖書館よりの許可を得て、本寫本を實見する機會を得た。實物を手に取ることで、新たに判明したこともあるが、その點は、別稿で報告したい。

(2) 以下、「天台山記」よりの引用は、全て國會藏本により、同寫本の頁數・行數を示す。

(3) 徐靈府及び「天台山記」の全體像については、拙稿「唐徐靈府撰『天台山記』初探」（『中國研究集刊』歲號（第二十九號）、一〇〇一年十二月、大阪大學中國哲學研究室編輯）、同「徐靈府撰『天台山記』の研究（その一）——基礎研究」並びに國立國會圖書館藏本の翻刻と校勘・譯注——」（『埼玉大學紀要教育學部（人文・社會科學）』第五十一卷第一號、二〇〇一年九月）參照。

(6) 『國譯一切經 四十九』（一九六一年、大東出版社）所收。本譯本は、全體を通した解讀を試みている點では貴重なものであるが、底本とした⑤がテキストとして不十分なこともあり、殘念ながら十分に解讀できているとは言い難い。

(7) 同書の解説では、②を元としているように書いてあるが、實際には③以外は參照していないものと判断される。句讀も中華書局版の書き込みを踏襲しており、改めて解讀した上で刻したものとは思われない。

(8) 注（3）（5）前掲。現在、國會藏本の四丁表部分まで刊行。以後順次刊行豫定。

(9) 長澤規矩也『漢籍解題 書目書誌之部』（一九四〇年、『長澤規矩也著作集』第九卷に再録）。

(10) 『正統道藏』洞神部所收。『混元聖紀』に「天台山記」の記事が存する七年、②「當館の重要な文化財について（一）」（『國立國會圖書館月報』一三三號、一九七一年）、③「天台山記」（『貴重書展圖錄』解題、一九

九年）。この③は、ウェブページ上の「デジタル貴重書展」解題に再録されている。

なお、本寫本は、戰前に長澤規矩也氏などによって簡単な調査がなされたようである。服部宇之吉編纂（神田喜一郎・長澤規矩也編纂）『佚存書目』（一九三三年、『長澤規矩也著作集』第九卷（一九八五年、汲古書院）に再録）に、「天台山記一卷 唐徐徵君撰 平安朝鈔本（帝） 古逸叢書本 紗本、七行十七八字書寫、安然書と題す。直齋書錄解題著錄」とある。

足に對し猛省する次第である。

(11) 『正統道藏』洞玄部所收。本書の成立年は、任繼愈主編『道藏提要』(一九九一年、中國社會科學出版社)による。

(12) 本書は、完本は傳存せず、『天台山方外志』卷二十一文章考に、一文が引かれて残っている。薛應旂は嘉靖十四年(一五三五)の進士。

(13) 本文で取り上げなかつた重複部分を以下に示すが、紙幅の關係上、書名を示すのみに留め、詳しい考證は別稿で行う。

【引用の例】

② 「天台山記」 一二表一～三行

— b 卷二十四、f 卷三、g 興地篇、h 卷三

③ 「天台山記」 二二表七～八行

— b 卷三十、d 宮觀、f 卷四、g 興地篇、h 卷五

④ 「天台山記」 三三表六行～四一表三行

— b 1 卷二十一、b 2 卷四十、d 洞、f 卷三、g 興地篇、h 1 卷十、h 2 卷一

⑤ 「天台山記」 五十裏六行～六一表二行

— b 卷二十一、f 興地篇、h 卷二

⑥ 「天台山記」 九一裏六行～十表二行

— b 卷二十四、f 卷三、g 興地篇

⑦ 「天台山記」 十二表五～七行

— b 卷之三十、d 宮觀、f 卷四、g 興地篇、h 卷五

⑨ 「天台山記」 十八丁裏一～三行

— b 卷二十一、d 郡志篇、f 卷一、h 卷一

【言及の例】

⑩ 徐靈府が桐柏觀の重修に關與したこと。

— b 卷三十、c 卷十二、d 宮觀、f 卷四、g 寺觀考、h 卷五

⑪ 唐興縣の改稱のこと。

— b 卷一、c 卷十二

(14) 殊に、「道藏」所收の「天台山志」に直接引用の形跡が見えないこと、同書の撰述者が「天台山記」を實見しなかつたこと、そして元代の道敎界ではその存在が知られなくなつてゐることを示してゐる。南宋期までの存在が確認できることから、あるいは元代に至つても複數の寫本が傳存してゐた可能性は否定できない。しかし、「天台山志」が書かれ、「道藏」に收錄されて權威をもつて扱われるようになると、同じ天台山を記述した「天台山記」が頗るみられなくなつていつたであろうことは想像に難くない。かくして元代より後には、完全に散逸状態になつたものと思われる。

(15) 成尋と彼の將來典籍について、藤善眞澄「成尋の齋した彼我の典籍——日宋文化交流の一齣——」(『佛教史學研究』第二十三卷第一號、一九八一年)に検討があり、『參天台五臺山記』の本文研究には、島津草子「成尋阿闍梨母集・參天台五臺山記の研究」(一九五九年、大藏出版(發賣))、平林文雄「參天台五臺山記 校本並に研究」(一九七八年、風間書房)等がある。本稿での引用は、平林による。

(16) 【c】の「借」の字は、藤善氏らは「貸與」の意味とする。

(17) 今回調査した將來典籍目錄は、『大正新脩大藏經』卷五十五、『昭和法寶總目錄』全三卷、『大日本佛教全書』目錄部所收のものである。

(18) 圓珍が將來した可能性については、注(3)前掲拙稿で既述した。行論の關係上、本稿でも一部再論する。

(19) 曰錄の名稱は通稱に據る。詳細は、『圓城寺文書』卷一(11000年、講談社)、小野勝年「入唐求法行歴的研究——智證大師圓珍篇——」(一九八二年、法藏館)、石田尚豐「圓珍請來目錄と錄外について」(『智證大師研究』一九八九年、同朋舎出版)等參照。

(20) 注(19)前掲の『圓城寺文書』卷一。

(21) もちろん、記録に殘らない形で將來されたテキストがあつた可能性は

否定できない。しかし、圓珍が「天台山記」を日本に將來したことそのこと自體は、ほゞ間違いない。

(22) 比叡山の經藏と藏書目録については、佐藤哲英「山王院藏書目録に就いて」(『叡山學報』第十三輯、一九三七年)、同「前唐院見在書目録について」(『慈覺大師研究』一九六四年、早稻田大學出版部)、佐伯有清

「圓珍と山王院藏書目録」(『最澄とその門流』一九九三年、吉川弘文館)等參照。圓城寺の經藏と藏書目録については、下坂守「中世における『智證大師關係文書典籍』の傳來」(『圓城寺文書』卷一)等參照。

(23) 安然は八四一年から八九年までの活動が確認されているが、確實な生沒年は不詳。詳しくは、末木文美士「平安初期佛教思想の研究——安然の思想形成を中心にして」(『東洋思想』)参照。安然に關しても、注(3)前掲拙稿で言及した。詳しくはそちらを參照されたい。

(24) 貞觀十九年は、四月十六日に元慶と改元される。

(25) 末木氏前掲書等。

(26) 「大正新脩大藏經」卷五十五他所收。

(27) 國會藏本が安然の自筆によるか否かについては説が分かれている。後述する町田石谷は、國會藏本が包まれている包み紙に「安然先德真蹟」と書き入れており、安然の自筆本であると判断していたようである。これに對し、長澤規矩也は、「安然書と題す」(『佚書存目』)とのみいい、判斷を保留している。國會圖書館も、一九八七年に出した『漢籍目錄』では、「安然寫」としながらも、都合三度書かれた解題では、いずれも安然の關わりを示唆しながらも、斷定を避けている。他の安然の自筆本でも出てこない限り、この問題は「保留」としておくしかない。

(28) 三千院の變遷については、水谷教章「三千院談義集」(一九七〇年第六版、あそか出版社)等參照。

(29) 新版『大日本佛教全書』目錄部一所收。同書の解題(第九十九卷「解題三」)(一九七一年、鈴木學術財團)、三崎良周氏擔當)では「本書の活動」(『文學』五・六月號、二〇〇一年、岩波書店)等參照。

「天台山記」の流傳

編纂は、一八〇一一一八六二の間と見られる」とする。この記事は、更に澁谷亮泰氏の『昭和現存天台書籍綜合目錄』(一九四三年、明文社)

の諸寺記の項に、「参考」として、「5智證撰(龍堂錄)天台山記」卷と記されている。

(30) 新版『大日本佛教全書』天台部五所收。

(31) 新版『大日本佛教全書』目錄部一所收。解題では、おおよそ享保年間に(一七一六—一七三六)から、寛延四年(一七五一)の間の成立と見てよいだろうと推測する。この記事は「昭和現存天台書籍綜合目錄」では「(台祖密目)天台山記一卷(決疑)」として記されている。

(32) この書き込みについて、注(1)前掲拙稿では一部不明としておいた。その後、内閣文庫におつとめであった福井保氏より、この字は「石」と讀むべきで、町田石谷のことを指しているだろうとのお教えを受けた。稿者自身の調査を行った結果、町田石谷で間違いなかろうとの判斷を下すに至った。福井氏にはご教授に感謝申し上げたい。

(33) 町田石谷については、大久保利兼「わが國博物館事業創設者町田久成のことども」(『Moussoon——立教大學博物館研究』四、一九五九年)

や、一新朋秀「町田久成の生涯と博物館——わが國博物館創設期の一側面——」(一)(二)『博物館學年報』十八號、十九號、一九八六年・八年、石田肇「圓城寺朝鮮鐘と崇福寺鐘銘——町田久成と黎庶昌——」(『史迹と美術』第五十八卷七號、一九八八年七月)等參照。なお石谷の墓は、大津市圓城寺の境域にある法明院にある。

(34) 「古逸叢書」に關しては、石田肇「古逸叢書をめぐって——木村嘉平、そして『史略』——」(『書論』第二十五號、一九八九年)、陳捷「明治前期における日中文化交流に關する一考察——楊守敬と影り師木村嘉平との關係をめぐって——」(浙江大學日本文化研究所編『江戸明治期の日中文化交流』二〇〇〇年、農文協)・同「日本における楊守敬の訪書活動」(『文學』五・六月號、二〇〇一年、岩波書店)等參照。

(35) 注(4) 前掲の、國會圖書館の解題。

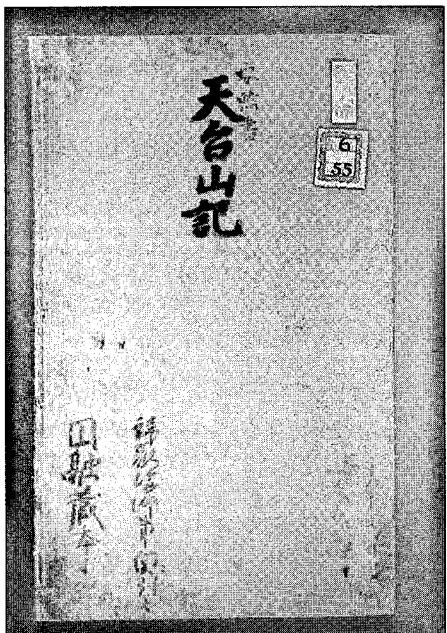
(36) 『一切經論律章疏集並私記』卷上は、『七寺古逸經典研究叢書』第六卷（一九九八年、大東出版社）に收録されている。落合俊典氏は、本目録を、平安時代書寫の章疏目録であるとした上で、「法勝寺藏の所藏目録を書寫したものと考えるのが最も妥當である」とされる（落合俊典「平安時代における入藏錄と章疏目録について」〔『七寺古逸經典研究叢書』第六卷）。

(37) 真福寺によれば、「珊瑚集」の原本は、現在は當寺の手を離れており、東京國立博物館が保管しているとのことである。

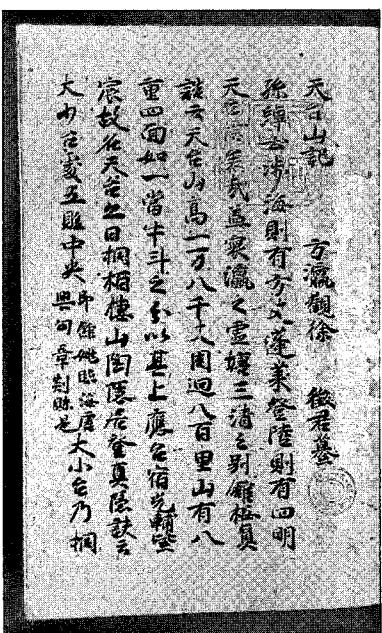
(附記) 本稿は、一〇〇一年五月十二日の九州中國學會第五十回大會における口頭發表、及び一〇〇一年十月十三日の日本中國學會第五十四回大會における口頭發表をまとめ、加筆訂正したものである。本稿をまとめるに當たっては、多くの方からのご指導を賜った。ここに記してお禮としたい。

なお、本稿所載の図1・図2は、國立國會圖書館のウェブページ上の書面を、同圖書館の許諾のもとに轉載したものである。また、図4は『圓城寺文書』第一卷所収の寫眞版より、圓城寺の掲載許可を得て轉載したものである。圓城寺には、本稿が學術論文であるということを格別のご配慮を賜った。ここに記してお禮としたい。

【圖1・國會藏本表紙】



【圖2・國會藏本二丁表】



[圖3・『古逸叢書』本一丁表]

天台山記 方瀛微君墓

孫綽云涉海則有方丈蓬萊瑩陸則有四明
天台信矣哉蓋寥瀛之靈塘三清之別館極真
誠云天台山高一万八千丈周迴八百里山有八
重四面如一當牛斗之至以其上應名宿充輔壁
宸故名天台之曰桐柏棲山閨隱居登真隱詠
大少台處五殿中央即餘姚縣海處大少台乃桐
柏山六里乃至二石橋先得小者復移百餘里

[圖4・福州溫州台州求法目錄]

天台法華經疏又二卷

天台小歸一卷亦題國清畫師筆

極照方十四卷三帖

大寧丁式三和小字書一卷

福相法華集一卷

達庵兩子書集一卷丁

溫州台州結集一卷丙